

大和市共同学校事務室の設置等に関する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第5号

大和市共同学校事務室の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第47条の規定に基づく共同学校事務室について、必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室の設置)

第2条 大和市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に係る事務の効率化、標準化等、効果的な事務処理体制を構築し、学校教育の充実及び学校運営の改善に資するものとして、本市に共同学校事務室を置く。

(共同学校事務室の指定等)

第3条 共同学校事務室は、地域ごとに置くこととし、その地域区分、共同学校事務室を置く学校（以下「設置校」という。）及び事務の共同処理を行う学校（以下「構成校」という。）は、別表のとおりとする。

2 設置校の校長（以下「設置校長」という。）は、共同学校事務室の運営について総括する。

(共同学校事務室に置く職及び職の発令)

第4条 共同学校事務室に室長及び室員を置く。

2 室長は、構成校の事務主幹のうちから大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。ただし、事務主幹を室長に任命することが困難であるときその他特別な事情があるときは、事務主幹以外の事務職員を任命することができる。

3 室長は、共同学校事務室の事務をつかさどるほか、設置校長及び構成校の校長との連絡調整を行う。

4 室員は、構成校の事務職員をもって充てることとし、教育委員会が任命する。

5 第2項及び第4項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員を任命しようとする場合は、神奈川県教育委員会の同意を得なければならない。

(会議)

第5条 教育委員会は、共同学校事務室の運営の適正化及び地域間の連携を図るため、各地域の設置校長、室長及び教育委員会事務局の職員で構成する学校事務推進協議会を置く。

2 室長は、地域間の連絡調整等のため、必要に応じて各地域の室長で構成する共同学校事務室連絡会を開催することができる。

3 前2項に規定する会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(共同処理を行う事務)

第6条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2に定める事務のほか、共同学校事務室の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 予算執行等の財務に関すること。

(2) 教職員の人事に関すること。

(3) 教職員の福利厚生に関すること。

(4) 学校事務の指導助言に関すること。

(5) 学校事務の効率化、標準化等の推進に関すること。

(6) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと教育委員会が認めたこと。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 地域区分 | 設置校 | 構成校 | |
|------|-------|---|---------------------------|
| | | 小学校 | 中学校 |
| 林間 | 林間小学校 | 北大和小学校 林間小学校 緑野小学校 中央林間小学校 | つきみ野中学校 鶴間中学校 |
| 鶴間 | 大和中学校 | 大和小学校 西鶴間小学校 南林間小学校 大野原小学校 | 大和中学校 南林間中学校 |
| 大和 | 光丘中学校 | 草柳小学校 深見小学校 柳橋小学校 大和東小学校 文ヶ岡小学校 引地台小学校 | 光丘中学校 引地台中学校 |
| 渋谷 | 渋谷小学校 | 桜丘小学校 渋谷小学校 上和田小学校 福田小学校 下福田小学校 | 渋谷中学校 上和田中学校 下福田中学校 |